

2024年度

「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進
事業／定量化促進事業／有望技術分野の新規方法論開発に向けた調
査」に係る公募要領

2024年3月29日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 地球環境対策推進室

【受付期間】

2024年3月29日(金)～2024年5月8日(水) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出期限及び提出先（4）提出書類）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/u5l1tegsnf2b6>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルの形式については、公募要領の指示に従ってください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素促進事業／定量化促進事業／
有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査」に係る公募について
(2024年3月29日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業（以下「本調査」という。）の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査の受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。本調査は、2024年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素促進事業／定量化促進事業／有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査

2. 調査内容／事業概要

(1) 背景／目的

我が国の温室効果ガスの排出量は、全世界の3.1%程度（エネルギー起源CO₂、2020年時点）であり、地球温暖化対策には、国内対策に加えて海外での取組みが重要です。2015年12月に採択されたパリ協定を踏まえて我が国が2021年10月に国連に提出した「国が決定する貢献（NDC: Nationally Determined Contribution）」においては、温室効果ガスの排出量を2030年度において46%削減（対2013年度比）という目標を掲げており、二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）については、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする」こととしています。また、2021年10月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においても、「我が国の強みである技術力をいかして、市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を通じて、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国際展開を促進し、世界の温室効果ガス排出削減に最大限貢献する。あわせて、二国間クレジット制度（JCM）について、パリ協定6条に沿って、優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じてパートナー国における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、我が国の削減目標の達成にも活用する。これにより、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収を促進し、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献する。」と記載されています。さらに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（2022年6月閣議決定）」においては、2025年を目途にパートナー国を30か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速することとしています。

京都議定書では、先進国にのみ温室効果ガスの排出削減目標を課していましたが、パリ協定では、途上国も含めて各国がNDCを掲げ、脱炭素化の動きが加速しており、我が国の優れた低炭素技術・システムによる海外での温室効果ガス排出削減のポテンシャルは高まっています。一方で、JCMを通じて大規模な温室効果ガス排出削減を実現し、我が国のNDCの達成に貢献するためには、それら優れた低炭素技術・システムを適用する新たなJCM方法論の構築が期待されます。

そこで本事業では、将来のJCMプロジェクト化を視野に入れて、「有望かつ方法論が未整備」の低炭素

技術・システムを対象とした新たな JCM 方法論を作成するための調査を実施します。

(2) 調査内容

二国間クレジット制度 (JCM) を活用した低炭素促進事業の拡大に資するため、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する我が国の低炭素技術・システムのうち、「有望かつ方法論が未整備」のものを対象として、JCM 方法論の開発と温室効果ガス排出削減量の試算及びそれらの前提となる条件の検討を行います。

[実施規模] 1 件当たり 20 百万円以内 (税込)

[実施期間] NEDO が指定する日から原則 2025 年 3 月 31 日まで

(3) 対象国

JCM パートナー国(*1) の他、パートナー国を 30 か国程度とすることを目指す政府方針を踏まえ、新規国 (*2) での提案も受け付けます。

ただし、外務省海外安全情報の危険情報 (感染症危険情報は含まない) において、レベル 2 (不要不急の渡航は止めてください) 以上に指定されている国・地域は除きます。事業の開始後にレベル 2 以上に引き上げられた場合で、レベル 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合があります。

なお、上記で対象となる国であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>) に掲載されている企業・組織等 (以下「企業等」という。) 又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国 (国連武器禁輸国・地域) (輸出貿易管理令別表第 3 の 2) 及び懸念 3 か国 (輸出貿易管理令別表第 4) に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は本事業の対象外とします。

(*1) JCM パートナー国 (https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/index.html)

(*2) アフリカ、南西アジア、東南アジア、南米等の国

(4) 対象技術・システム

エネルギー起源二酸化炭素 (エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。) の排出の抑制に関する技術・システム (※) であり、かつ、我が国が優位性を発揮し、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する「有望かつ方法論が未整備」の低炭素技術・システムを対象とします。

(※例えば、森林由来による二酸化炭素吸収のみに関する技術・システムは対象外)

提案書に対象となる技術・システムを明記し、「日本発の低炭素技術・システムであること」、「承認済 JCM 方法論がないこと」及び「今後普及が期待できること」を説明してください。

(5) 採択件数

今回の公募では、事業予算の状況に応じて、審査基準を満たした案件を複数採択する予定です。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、以下の全ての条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。
なお、委託事業者からの再委託は原則不可とします。やむを得ず再委託する場合は合理的理由を提示していただきます。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）、MRV（Measurement, Reporting and Verification）方法論及び提案する技術・システムについて知見及び調査実績を有し、かつ、調査目標の達成及び調査計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- ③ NEDO が調査を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ NEDO 及び経済産業省が所管する補助金の交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置の対象に該当していないこと。
- ⑤ 日本法人（登記法人）であること。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2024 年 5 月 8 日（水）正午アップロード完了

応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせします。

なお、NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 SNS : <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

Web 入力フォーム : <https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/u5l1tegsnf2b6>

(3) 提出方法

(2) 提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑯を入力していただき、⑰・⑱をアップロードしてください。⑰にアップロードするファイルは、PDF 形式で 1 ファイルのみ、⑱でアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、(4) 提出書類の「提出書類チェックリスト（別添 1）」に記載の

ファイル形式に変換の上、1つのファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を提出してください。

提案書を NEDO が受理した際には、提案書に記載された連絡担当者宛（複数の企業等が共同で提案する場合は、本調査の責任者となる幹事法人の連絡担当者宛）に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案事業名（日本語）
- ②提案方式（単独提案又は共同提案）
- ③幹事法人名称（日本語）
- ④幹事法人連絡担当者氏名（姓と名の間にスペース必要）
- ⑤幹事法人連絡担当者所属部署・職位名
- ⑥幹事法人連絡担当者所属住所
- ⑦幹事法人連絡担当者電話番号（ハイフン（-）不要）
- ⑧幹事法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑨共同提案法人名称（日本語）（1）
- ⑩共同提案法人名称（日本語）（2）
- ⑪対象国（名称を記載）
- ⑫対象技術（技術を記載）
- ⑬提案概要（100文字以内）
- ⑭提案額（円単位）
- ⑮備考（共同提案者が3者以上の場合はこちらに必要情報を記載）
- ⑯初回の申請受付番号（再提出の場合のみ該当）
- ⑰提案書（PDF形式でアップロード、最大100MB）
- ⑱その他提出書類（(4) 提出書類のうち⑰にて提出した以外の書類を1つのZipファイルにまとめてアップロード、最大100MB）

(4) 提出書類

- 提出書類チェックリスト（別添1）
- 提案書（別添2）
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添3）
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添4-1、4-2）
- 最新の代表者事項証明書の写し（履歴事項証明書、現在事項証明書でも可）
- 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書）の写し（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求められます。）

※必要に応じて、以下も併せて添付してください。

- 会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織に関する説明書。提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がない場合のみ。）
- 疑義文書（NEDO から提示した契約書雛形に疑義がある場合のみ）

【ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添 3）】

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

【NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添 4-1 及び 4-2）】

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認票を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

【中小／ベンチャー企業で提案書に添付すべき書類・データが存在しない場合】

- ・ 事業報告書や財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書）の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かる A4 判 4 枚程度の説明資料を作成の上、提出すること。会社概要を事業報告書として提出することは認めません。
- ・ 財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出すること。

（5）提案にあたっての留意事項

- 1) 提案書は日本語で作成してください。
- 2) 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 3) 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）

- 4) 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- 5) 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 6) 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- 7) 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- 8) 受理後であっても、応募要件を満たさないことが発覚した場合は、提案が無効となる場合があります。
- 9) 無効となった提案書その他の書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- 10) 「直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表」については、直近3年分をまとめて1つのPDFファイルにしてアップロードしてください。

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、実証事業の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ただし、秘密保持の義務を遵守した上で、主務官庁である経済産業省に情報を提供することがあります。

6. 委託事業者の選定

(1) 審査の方法について

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。審査の経過等、審査に関する問合せには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

- a. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 委託事業者の公表及び通知について

① 採択結果の公表

採択した案件（実施者名、事業名等）は、NEDOのウェブサイトで公表します。不採択とした案件については、理由とともに提案者へ通知します。

② 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

(4) 採択までのスケジュール

公募開始から採択までのスケジュールは、以下を予定しています。

2024年	3月29日(金)	:	公募開始
	5月8日(水)正午	:	公募締め切り
	5月中旬(予定)	:	審査
	6月上旬(予定)	:	委託事業者決定、結果公表
	7月中旬(予定)	:	契約締結

(5) その他

NEDOと委託事業者との当該調査に係る調査委託契約の締結に当たり、当該調査の実施計画書を提出していただきます。調査の内容・工程・費用は、採択後に委託事業者と協議の上、変更することがあります。

なお、実施計画書と提案書の内容に著しい不整合があった場合は、採択を取り消すことがあります。また、十分な調査期間を確保するため、調査委託契約の締結手続については採択通知から概ね2ヶ月以内に完了するよう取り進めることとなりますので御留意ください。

また、本調査の採択は、必ずしも「低炭素技術による市場創出促進事業(実証前調査)」に進むことを保証するものではありません。

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
調査委託契約標準契約書(約款、様式及び別表)
- ・委託事業の手続き：マニュアル <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(*1)」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達(*2)」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。)に基づき、

NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(*1)「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(*2)「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があ

ります。

(3) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針(*3)」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達(*4)」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(*3) 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(*4) 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）

については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(4) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(5) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(*)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(*)我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に(a)炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と(b)リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する又は特定類型(*)に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多

く含まれる場合があります。

(*)非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(*)。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので御留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

(*)輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記を御覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス(入門編)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishuk_anri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(6) 重複及び過度な集中の排除

国(国立研究開発法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)において、過去実施した事業、又は現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の内容と判断された場合、また、同一の提案者に配分される補助金、委託費等の全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であると判断された場合、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(7) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。

8. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を以下の日程により対面形式とオンライン形式で同時開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席を希望する場合は、2024年4月3日(水)までに以下の参加申込URLからご登録ください。

【オンライン開催】

開催日時：2024年4月5日(金) 13時30分～14時30分

参加申込URL：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/hnrheg94uzxk>

登録期限：2024年4月3日(水)

アクセス方法等は、ご登録いただいた方に別途メールにて2024年4月4日(木)午後までに連絡いたします。

9. 問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部地球環境対策推進室

担当者：水口、川楠、平田

TEL：044-520-5185

E-mail：askjcm@ml.nedo.go.jp

※原則、E-mailにてお問い合わせください。

※休日・祝日にお問い合わせいただいた事項は、営業日に返答させていただきます。

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

関連資料

- ・基本計画

- ・ 2024 年度実施方針
- ・ 公募要領（本紙）
- ・ 仕様書
- ・ 別添 1：提出書類チェックリスト
- ・ 別添 2：提案書
- ・ 別添 3：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- ・ 別添 4ー1・4ー2：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

以上